

令和3年（2021年）7月7日

食堂ご利用キャンセルの際のお取扱いについて

食堂をご利用になられる皆様へ

国立赤城青少年交流の家 食堂責任者 下平 義幸

平素は当食堂をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、食堂ご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに決めさせていただきますのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当食堂としてもご利用者様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、ご利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当食堂のサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通りとさせていただきますので、当食堂をご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

――― 記 ―――

- ご予約をキャンセルされる場合は、**ご利用日（ご利用の初日）の1週間前〔例えば金曜日にご利用開始の場合はその前週の金曜日〕の17時まで**にご連絡をお願いいたします。
- ご利用日の1週間前までにキャンセルのご通知がない場合のキャンセルにつきましては、キャンセル料として『**ご予約いただいた食堂食に係る料金の30%**』を徴収させていただきます。
（従前は、7～4日前までにキャンセルの連絡がない場合、食事料金の20%の徴収とさせていただいたものを引き上げました。なお、3～2日前：50%、前日：80%、当日・無連絡：100%は変更ありません。）
全キャンセルのみが対象であり、食数変更や日程短縮（例：2泊3日→1泊2日）、日程変更（例：7/15～16⇒8/15～16）は、キャンセル料の徴収対象となりません。
- この新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年（2021年）7月20日（火曜日）から適用させていただきます。

- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。（但し、ご予約のキャンセルのご連絡はお願いいたします。）
 - (1) 群馬県又はご利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前を経過した後に発令された場合。
 - (2) 天災等、ご利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。
ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルは、(1) の場合を除き、キャンセル料のご負担が発生します。

なお、上記に関するお問い合わせは下記に記載のご連絡先までお願いいたします。

ご連絡先 027-288-3333 国立赤城青少年交流の家 食堂責任者 下平 義幸

以 上